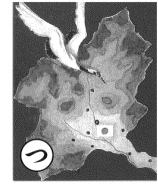




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月30日（金） 第10113号

目次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	2
○令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業者に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課）	2
○令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同）	2
公 告	
○肥料の登録有効期間の更新（技術支援課）	3
教育委員会規則	
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	4
選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	5
○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	6
○政治団体の解散届出	6
○資金管理団体の異動事項	7
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	7
公安委員会規則	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	8
内水面漁場管理委員会公告	
○公聴会の開催	9
正 誤	
○平成7年5月8日群馬県選挙管理委員会告示第23号（選挙管理委員会）	9
○平成7年5月8日群馬県選挙管理委員会告示第26号（同）	9
○平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第28号（同）	9
○平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第31号（同）	10
○平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第33号（同）	10
○令和4年9月27日群馬県選挙管理委員会告示第58号（同）	10

■ 告 示**◎群馬県告示第185号**

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

群馬県知事 山 本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2- [(4-エトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1- [2- (ピペリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール（通称名 E t o n i t a z e p i p n e、N-P i p e r i d i n y l E t o n i t a z e n e）及びその塩類
- (2) (2R, 3R) -2- (3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン、(2S, 3S) -2- (3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン（通称名 3-C P M、3-C h l o r o p h e n m e t r a z i n e）及びそれらの塩類
- (3) N- (アダマンタン-1-イル) -1- (4-フルオロプロピル) -1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名 4 F- A B I N A C A、4 F- A B U T I N A C A）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和5年7月1日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第186号

令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（令和3年群馬県告示第272号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和5年6月30日

群馬県知事 山 本 一 太

5(1)中「以降随時」を「から令和5年9月15日（金）までとする。」に改める。

◎群馬県告示第187号

令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等（令和3年群馬県告示第284号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和5年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

5(1)中「以降随時（令和5年2月1日（水）から同年3月15日（水）までの期間を除く。）」を「から令和5年9月15日（金）までとする。」に改める。

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10009号	混合有機質肥料	Kユーキ	窒素全量 4.0 りん酸全量 5.0 加里全量 2.0	法3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社 welzo 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号	令和8年6月29日
群馬県登録第10010号	豆腐かす乾燥肥料	植物ユーキ5号	窒素全量 5.0 りん酸全量 1.0	該当なし	株式会社 welzo 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号	令和11年6月29日

■ 教育委員会規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月三十日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十六号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則（昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一高崎商業高等学校の項中

科 国際ビジネス	科 情報ビジネス	科 流通ビジネス
男女	男女	男女
昼	昼	昼

を

科 情報ビジネス
男女
昼

に改める。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第127号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年6月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和5年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
斉藤あつこ後援会	角田義一	齋藤真吾	前橋市大手町3-1-10

◎群馬県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
自由民主党群馬県富岡市第四支部	矢野英司	高間弘文	富岡市富岡3053
	○		令和5年5月22日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
愛国絆同盟	柴田政史	板垣広忠	伊勢崎市安堀町1491-2-201
Our Party 私たちの党	正田静子	三浦道明	伊勢崎市蕪塚町1297-4

◎群馬県選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県石油販売業支部	会計責任者の氏名	高木靖正	今井悦造	令和5年5月24日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県警備業連盟	会計責任者の氏名	石井誓二	神山悟	令和5年5月22日
群馬県石油政治連盟	会計責任者の氏名	高木靖正	今井悦造	令和5年5月24日
群馬県理学療法士連盟	主たる事務所の所在地	太田市八幡町27-7	伊勢崎市境百々421	令和5年5月20日
	代表者の氏名	室賀祥樹	浅香満	令和5年5月20日
須藤ひめよ後援会	代表者の氏名	新井明	須藤日米代	令和5年3月19日
	会計責任者の氏名	森勝	新井明	令和5年3月19日
富岡賢治後援会	主たる事務所の所在地	高崎市和田町3-4	高崎市江木町1534-1	令和5年4月26日
中島篤後援会	代表者の氏名	中島久	小林一仁	令和5年5月6日
牧田直己後援会	主たる事務所の所在地	利根郡みなかみ町後閑1242-8	利根郡みなかみ町後閑189	令和4年11月1日
割田みきお後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡中之条町蟻川4778	吾妻郡中之条町蟻川2082	令和5年5月3日

◎群馬県選挙管理委員会告示第130号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県高崎市第五支部	中島久	令和5年4月29日
自由民主党群馬県高崎市第十支部	岸善一郎	令和5年5月29日
立憲民主党群馬県太田市支部	八木田恭之	令和5年4月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大沢清を励ます会	斉藤晃	令和5年5月1日
岸善一郎後援会	岸善一郎	令和5年5月29日
篤親会	中島久	令和5年4月29日
中島篤後援会	中島久	令和5年5月16日
貧困を無くそう党	正田静子	令和4年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第131号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
遠間大和	遠間やまと後援会	公職の種類	群馬県議会議員	安中市議会議員、群馬県議会議員	令和5年2月25日

◎群馬県選挙管理委員会告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和5年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,029
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 300,178
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,053
甘楽郡	6,111
吾妻郡	14,848
利根郡	9,033
佐波郡	9,997
邑楽郡	26,829
前橋市	92,411
高崎市	102,878
桐生市	30,200
伊勢崎市	55,967
太田市	59,045
沼田市	12,950
館林市	20,571
渋川市	21,252
藤岡市・多野郡	18,781
富岡市	13,149
安中市	15,928
みどり市	13,807

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

群馬県公安委員会委員長 高橋 伸 二

群馬県公安委員会規則第7号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第35条第9号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて

車両」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 内水面漁場管理委員会公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第4項の規定に基づき、同法第67条第2項において準用する同法第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年6月30日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

- 1 公聴会の内容 埼玉県知事免許第五種共同漁業の内水面漁場計画（案）のうち共第9号について
- 2 開催日時 令和5年7月24日（月）午後2時
- 3 開催場所 群馬県水産会館2階会議室 群馬県前橋市敷島町13番地
- 4 意見を述べる方法 意見を述べる場合は、令和5年7月14日（金）までに要旨を次に送付すること。
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号18階 群馬県内水面漁場管理委員会
- 5 問合せ先 群馬県内水面漁場管理委員会事務局 電話番号027-226-3095

■ 正 誤

○選挙管理委員会告示正誤

平成7年5月8日群馬県選挙管理委員会告示第23号（政治団体の名称等）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第7274号	12	上欄	11	山田隆史	山田隆史

○選挙管理委員会告示正誤

平成7年5月8日群馬県選挙管理委員会告示第26号（資金管理団体の名称等）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第7274号	14	下欄	20	山田隆史	山田隆史

○選挙管理委員会告示正誤

平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第28号（政治団体の名称等）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第7279号	9	下欄	5	山田隆史	山田隆史

○選挙管理委員会告示正誤

平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第31号(資金管理団体の名称等)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第7279号	13	下欄	9	山田隆史	山田隆史

○選挙管理委員会告示正誤

平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第33号(資金管理団体の指定取消し)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第7279号	14	上欄	9	山田隆史	山田隆史

○選挙管理委員会告示正誤

令和4年9月27日群馬県選挙管理委員会告示第58号(政治団体の名称等)

発行番号	ページ	行	誤	正
第10038号	6	7	東毛みらい研究所	東毛みらい研究会

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111